ステーションサービス LINE

No. 197 発行2023. 6. 15 東日本旅客鉄道労働組合 ステーションサービス協議会

申6号 緊急再申し入れを提出!

組合員・社員の努力と想いに報い、安心と魅力向上の実現を求める 2023年度夏季手当等に関する緊急申し入れ

JR東労組は、6月14日の第2回交渉において、会社から「基準額は、基本給月額の2.22箇月分とする」との回答が示されました。昨年の基本給月額の2.05箇月を上回ったものの、コロナ禍前の夏季手当の水準には届かず、要求からは大きく乖離した回答でした。また、コロナ禍を乗り越え、会社設立10年を迎えることができた組合員・社員の奮闘に対して、強く要求した特別手当の支給が一切なく、納得感を見出すことはできていません。

特に、第2回交渉において、上記の特別手当に関しても2.22箇月の中に含まれているとの回答が示されていますが、支給額の内、特別手当の占める割合について明確な回答がありませんでした。それでは私たちの要求した特別手当がなければ、基準額は昨年度を下回っていたのではないのか?と組合員・社員から疑念の声もあり、約3年間のコロナ禍・要員不足の中、黒字転換やサービス品質の向上に大きく貢献した組合員・社員に報いるものではないと受け止めざるを得ません。

ステーションサービス会社の2022年度の期末決算は増収増益であり、決算状況を踏まえても要求に応える支払い能力はあると考えます。新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが2類相当から5類へ移行し、ポストコロナへと動き始めています。相次ぐ値上げにより光熱費・食費の負担は増え、生活実感は想像以上に厳しい現実に直面しています。

申5号交渉において、会社から「会社発足10年間とコロナ禍の社員の努力には感謝する」「最大限の回答」と回答が繰り返されました。しかし、日々奮闘を続けてきた組合員・社員から「最大限の回答とは思えない」「働き度と見合っていない」と不満の声が上がっています。また、「今回の結果次第では転職活動を始めます」との声もあげられている事に、人材流出に拍車がかかるのではないかと強く危惧しています。

特に「特別手当」に対する組合員・社員の関心は高く「ステーションサービスは出ないのですか」 「会社設立10年の組合員・社員の努力に報いてほしい」といった多くの声があげられています。

ステーションサービス会社が発足して10年が経過し、JR東日本グループの最重要子会社とも言われるまでになっています。この間、会社の成長の大きな原動力となったのは、組合員・社員の並々ならぬ努力の結果であると自負しています。

これまでの組合員・社員の努力・想いに報い、安心と魅力向上の実現を求め、下記の項目で緊急に申し入れ、速やかな団体交渉の開催と会社側の真摯な回答を要請しました!

1. 申5号回答に加えて、コロナ禍を乗り越え、会社設立10年を迎えることができた組合員・社員の奮闘に対する特別手当として、全従業員(出向者含む)対象に一律10万円支給を追加実施すること。